No, 8　平成３０年７月４日
北九州市立企救中学校
校　長　大石　光宏
TEL ９６１－２８２３

規　矩　野

「一人一人　一つ一つ　を大切に」

学校教育目標『夢と希望に向かって努力し、
他を思いやる、豊かな心をもった生徒を育む』

平成３０年度　企救中学校　教育スローガン

「場を清め」「時を守り」「礼を正す」

多くのことを学んだ「農村民泊体験学習」でした。

２年生が6月２６日（火）～２８日（木）の2泊3日で、大分県宇佐市安心院町での農村民泊体験学習に行ってきました。朝から雨模様で、少し不安な気持ちでスタートしましたが、２年生らしい、入村式での元気な挨拶、合唱披露での素敵な歌声が天に届いたのか、少しずつ天気も回復していきました。２４ヶ所の受入農家の皆様にお世話になりながら、通常の生活では経験することのない、農業体験を通して、勤労・生産の喜び、自然を愛する心、お世話になる方々への感謝の気持ち等、たくさんのお土産を持って帰ることができました。全体を通じて課題もありましたが、多くの貴重な活動を体験することができました。退村式での別れを惜しむ生徒たちの涙には、心からの感謝の思いが込められていたのではないでしょうか。貴重な体験学習をバックアップしてくださいました、受入家庭の皆様、安心院町グリーンツーリズム研究会の皆様、本当にありがとうございました。

お世話になった受入農家の方へのお礼状

拝啓　盛夏の候　いかがお過ごしでしょうか。

先日は大変お世話になりました。食事などの生活面、農作業などの体験学習、観光地への案内など、本当にありがとうございました。最初は農泊と聞くと、きつい仕事ばかりと思い、不安な気持ちが大きかったのですが、廣末様の「ゆっくりでいいから頑張ろうね」という優しい言葉に元気づけられました。班の仲間と協力して作業することで、改めて仲間の大切さ、仕事の大切さを知りました。美味しいぶどうを食べたり、安心院町を観光したり、貴重な体験がたくさんでき、とても有意義な２泊３日でした。農泊で学んだことをこれからの中学校生活で生かせるように、みんなで協力して頑張りたいと思います。

最後になりましたが、廣末様、ご家族の皆様、これからますます暑さが厳しくなっていきます。お体には十分気をつけられてください。

この、農村民泊体験学習で学んだ多くのことを、今後の学校生活や家庭生活に生かしながら、企救中学校２年生が大きく成長してほしいと心から願っています。

SNSを通じたトラブルが増加しています。

「他人事だと思ってないですか・・・？」ネットには危険もいっぱいです！！

最近、中高生におけるスマートフォンの保有率や、ツイッターやラインをはじめとしたＳＮＳの利用が高まってきていることにより、児童買春や児童ポルノ等の犯罪の性犯罪被害が急増しています。

【例１】

・女子中学生は、ＳＮＳを通じて知り合った「１９歳イケメン大学生モデル」に裸の画像を送信させられた。この「１９歳イケメン大学生モデル」は、４６歳の男が他人の写真と偽名を使ってなりすましていたものであり、被害を受けた子供は全国で約１３０人に上った。

【例２】

・男子中学生は、ＳＮＳ上で「女子中学生」と裸の写真を交換したが、この「女子中学生」は２０歳の男がなりすましていたものであり、男に「警察や学校にばらす」など脅迫されて呼び出され、わいせつな行為をされた。

【例３】

・女子中学生は、女の子向けのスマートフォンゲームを通じて知り合った男とＳＮＳにおいてやり取りする中で、裸の画像を送るように要求され、要求に応じなければ以前に男に送信した顔写真を悪用されるのではないかと思い、自己の裸をスマートフォンで撮影し送信させられた。

男女を問わず、これは他人事ではありません。皆さんが日頃から使っているＳＮＳを通じて、児童買春や児童ポルノなどの犯罪被害に遭った子供は、昨年（平成２９年）に１８３１人、また、だまされたり脅されたりして、自分の裸をＳＮＳ等で送らされるいわゆる「自画撮り被害」に遭った子供は、５１５人と、いずれも過去最多です。また、こうした犯罪の被害の多くがスマートフォンによるもので、被害者の約９割が中高生です。

一度ネット上に拡散した情報は、完全に削除することは困難です。未来ある企救中学校生徒全員が、「見知らぬ人に安易に合わない」「どのような相手であっても、自分の裸や露出し過ぎた写真を送らない」など、ネットでの出会いには細心の注意を払った行動を徹底してください。そして、万が一、このようなトラブルや犯罪被害に遭ってしまったら、被害を拡大させないために、恥ずかしがらずに、すぐに保護者の方や先生、警察等関係機関に相談してください。

保護者の皆様へ　被害に遭わないためにできること

◎　**必ずフィルタリングを！**

・平成29年6月、青少年インターネット環境整備法が改正され、新規契約時や機種・名義変更時に、販売店などに、青少年確認・フィルタリングの説明などの義務が新設されました。しっかり説明を受けて、年齢や利用に応じたフィルタリングを設定しましょう。

◎　**家庭でのルール作りを！**

・日頃から子供の能力・発達に見合ったネットの使い方を家庭で考えてみましょう。内閣府では、子供が安全に安心してネットを利用できるように家庭でのルール作りの例などを紹介しています。

（内閣府ホームページ　保護者向け普及啓発リーフレット）

◎　**実際の手口をしりましょう！**

・警察庁では、ネットでの児童の犯罪被害等防止啓発動画を作成しています。

（公益財団法人警察協会　インターネットに利用に係る児童の犯罪被害等防止啓発）